

# M&I 生活設計と資産運用

## もしものホーム法務

### 遺産分け

### 「兄だけに死亡保険金」紛糾

Aさんは、亡くなった父がかけていた生命保険から多額の死亡保険金を受け取った。Aさんには弟がいるが、受取人には指定されていなかった。Aさんは「受け取った保険金はあくまで自分のもの」と考える。しかし弟は「保険金だって父の遺産といえるはず。それも含めて2人で分けるべきだ」と主張する。どうすればいいのだろう。

Aさんの父は生前、自分が亡くなったときに保険金がAさんに対して支払われるような形で生命保険の契約をしていました。保険用語でいうと、父は「被保険者」、Aさんは「受取人」にあたります。

このような契約の結果と

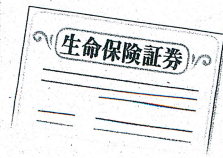
して生じた保険金(請求権)は、受取人の「固有財産」とされます。亡くなった人の財産とは切り離して考えるべきものです。亡くなった人が保険料を負担していたのだから相続財産に含まれるように思いがちですが、そこではありません。

つまり事例ではAさんの考えの方が正しいといえます。弟からの要求に応じなくても問題はありません。最高裁判所で過去に扱われた判決の例と照らし合わせても、保険金はAさん固有の財産だと明確に判断できます。

原則では、財産はその人が亡くなった時点で遺族(相続人)の「共有財産」とみなされます。土地や建物、家財、株式、ゴルフ会員権といったものがあては

## 相続財産とは切り分けて

資産の種類によって分割すべきか否かが分かれる

分割の対象 (共有財産)	分割の対象外 (固有財産)
<ul style="list-style-type: none"> <li>土地・建物</li> <li>家財</li> <li>株式</li> <li>ゴルフ会員権</li> <li>など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生命保険の死亡保険金</li> <li>死亡退職金</li> </ul> 

(注) 預金などの金銭債権は相続人全員が合意すれば分割対象

まり、相続人の間で分割すべき対象になります。保険金はこれらとは区別されているのです。

保険金以外で固有の財産とみなされるのが「死亡退職金」です。会社員や公務員が在職中に死亡したときに遺族に支給されることがあります。やはり「遺産分割の対象にならないこと

多い」と弁護士の本野俊光さんは言います。

死亡退職金を誰が受け取るかは、会社の規定や法律・条例などに基づいて決まります。必ずしも民法上の相続人と一致するとは限りません。死亡保険金と同様に分割対象にすべきだと求められても原則、応じる必要はないのです。

ただし考慮すべき点はあります。死亡保険金の額があまりにも多く、分割できる財産が極端に少ないようなケースです。バランスを著しく欠くなら、相続人の間で対立が深刻になるのは必至です。

最高裁も、到底認めるところでないほどの不公平が生じている場合は、保険金を相続財産に含めることを例外的に認めるべきだとしています。そんな場合は、弁護士など専門家に相談してみましよう。

ちなみに、預金など分割可能な金銭債権は厳密に言えば、共有財産にはあたらないと解釈されています。相続開始と同時に法定相続分に応じて分割されるべきだという判例があります。ただし現実には、相続人全員の合意があることを前提に、分割対象になることが少なくありません。